## 平成22年度環境省政策評価手法検討部会について

- (1) 開催日時・主な検討課題
  - ①第1回平成22年12月8日(水)
    - ・主な検討課題
      - 1)環境省施策体系の見直しについて
      - 2)目標の達成度合いの判定方法事例調査について
  - ②第2回平成22年2月8日(火)
    - ・主な検討課題
      - 1)環境省施策体系の見直しについて
      - 2)目標の達成度合いの判定方法事例について
  - (2) 平成22年度政策手法検討部会メンバー
    - (部会長) 井村 秀文 委員 名古屋大学大学院 環境学研究科 特任教授 大塚 直 委員 早稲田大学大学院 法務研究科 教授 須藤 隆一 委員 埼玉県環境科学国際センター 総長 竹内 憲司 委員 神戸大学大学院 経済学研究科 准教授 玉村 雅敏 委員 慶應義塾大学 総合政策学部 准教授
    - (3) 検討事項の概要について別紙のとおり
  - (4) 部会で出された政策評価手法に関する意見の概要
    - ✓ 「低炭素社会づくり行動計画」、「循環型社会推進基本計画」、「生物多様 性国家戦略」等、各分野別の計画の連携した推進を評価する視点及び指 標の設定が必要である。
    - ✓ 指標が設定されていないと、進捗状況が外部からはわからない。現状、 指標設定されていない目標についても指標設定を行う必要がある。

- ✓ 現事業の延長線上の目標の最終成果を設定するのではなく、目指す姿となる最終成果を設定することが重要である。その上で、目指す姿と現状とのギャップを埋めるための道筋をロジックモデルによって明確化することが必要である。
- ✓ 指標の設定についても議論が必要となってきていると感じる。指標には、 法令・理念に基づき決定される指標と、改善を促す目標管理的な指標等、 指標の性質を踏まえ、どのような性質の指標を設定するかを検討するこ とが今後の課題である。
- ✓ 施策体系は省内組織をベースに構築されているが、広く国民に周知する ためには、環境基本計画等も踏まえた補足説明や体系の再整理が必要で ある。また、環境基本計画の進捗状況も政策評価の枠組みの中で評価す べきである。
- ✓ 達成度合い判定を行うことは、内部・外部のコミュニケーションツール として有意義である。ただし、その場合には目標値の設定レベルや目標 値とする指標、達成度合いの判定基準について、環境省の施策特性を踏 まえて検討することが必要である。
- ✓ 達成度合いの判定の実施にあたっては、現状の施策体系・指標を見直す ことが必要である。また、判定結果を公表するためには、国民が納得で きる判断基準等が必要となる。

以上

### 環境省政策評価における目標・指標設定の検討について(案)

環境省の施策については、その成果(アウトカム)の発現にあたり、長期の期間を要するものが多い。また、環境省の実施施策については、施策の成否に影響を与える、多くの社会経済、自然環境等の外部要因が存在する。

※【別紙】「環境施策の特性を踏まえた目標・指標設定の課題」を参照

そのため、これまでも環境省による施策の特性を踏まえたうえで、その施策の効果を適切に把握・評価するために、順次、目標・指標体系の見直しを行ってきたところである。

### 【目標・指標設定の検討にあたって実施した作業の概要】

平成21年度に引き続き、目標設定の妥当性の検証、またさらなる指標設定を検討するため、環境省の政策評価施策体系〔改定案〕【資料2-1参照】における9施策・39目標のについて、環境省の実施する事業レベル、施策レベルにおいて目標とする状態を明確にし、既定の施策の方針、目標に対して、どのような目的をもって各事務事業を行っているかを明らかにする作業を試行した。

具体的には、39目標について、

実施事業群	✓ 当該目標に関係する主な予算事項をとりまとめたもの。
実施事業群の成果	✓ 行政活動及びその結果によって生じる、比較的短期間
	で顕在化する(であろう)成果。
施策の中間成果	✓ より短期的なアウトカム(事業の成果)が達成、顕在化さ
	れた後に発生する、アウトカム連鎖の次にくるもの。
施策の方針、目標	✓ その施策が目指している最終的な成果。
(施策の最終成果)	✓ 一般に、達成されるまでに長い期間を要し、施策の枠を
	超えた外的要因に影響されることもある。

という定義に即して、環境省による実施事業 (インプット) から、最終的に社会に与える成果 (アウトカム) までに至る論理 (ロジック) の道筋を整理した。

試行版として作成した、目標ごとの過程を整理した図の見方は次ページのとおりである。 その後に、モデルケースとして以下の2目標の作業結果を添付する。

- ・目標 3-3 水環境の保全
- ・目標 8-1 経済のグリーン化の推進

### 施策の方針 目標 (最終成果)

施策の目指すべき姿(施策の方針、 目標)を記載。

(第3次環境基本計画の「中長期的目 標」部分と対応するレベル感)

(時間軸:15~25年)

### 3. 大気・水・土壌環境等の保全

#### 施策の方針: 3. 大気・水・土壌環境等の保全

大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関 する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌 汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を

#### 施策の最終成果

#### 目標3-2. 大気生活環境の保全

騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害 もに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生 る.

#### 施策の中間成果

#### 中間成果①

人間活動に起因して排出 される人工排熱を低減す

#### 中間成果②

都市における緑化の推進 等により、蒸発散作用の 減少や地表面の人工化 による高温化を防ぐ

#### 施策の中間成果

施策の方針、目標を実現するにあた っての必要条件(例:社会の状態)を 記述。

(第3次環境基本計画の「中長期的な 目標」、「施策の基本的事項」部分か ら事務局にて作成。該当する記述が ない目標については、施策の目標達 成に向けての課題を記述)

(時間軸:5~10年)

#### 実施事業群の成果

都市部にクール スポットの創出、 ヒートアイランド 対策技術の普 及促進

「日中の暑熱ス トレスの緩和」と 「夜間の寝苦し さの緩和」の方

特に苦情のある 風力発電施設の 一部について、 騒音及び低周波 音の実態把握

適切な振動・騒 音規制の運用

中間成果

·般環境

トレスの増大を防

規制地域内のエ 場・事業場の事 業活動に伴って 発生する悪臭の 適切な規制

### 実施事業群

地域にお けるヒート アイランド 対策

ランド現象 に対する適 応策の検

·低周波音 の影響に関する検討

- 振動 - 騒音 の評価・規 制手法の検

#### 施策を構成する具体的手段

・騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実

施。

### 事業実施群

当該目標にかかる予算額上位の事 業が、含まれるように設定。

・他の目標と共管の事業は、原則と して主管課室で対応。

### 実施事業群の成果

会害

推進

当該実施事業群により期待され る短期的な成果を記述。

(「平成 21 年度環境省政策評価 書(事後評価)」の「⑦予算事項に ついて」をもとに事務局にて作成) (時間軸:2~3年)

## 【別紙】環境施策の特性を踏まえた目標・指標設定の課題

環境施策の特性を踏まえた目標・指標設定の課題		これまでの対応に向けた考え方	
1	環境省の実施施策は、その成果(アウトカム)の発現にあたり、長期の	目標、指標の設定にあたっては、社会全体への影響がより	
	期間を要するものが多い。	分かりやすいアウトカム指標を設定することを原則とする。	
2	環境省の実施施策は、その成果(アウトカム)である環境の状態に行き	環境政策の改善効果の把握は場合によっては専門的な分析	
	着くまでに、様々な外部要因が影響するため、施策の実施による環境の改	や長時間のデータの集積等を必要とし、把握された改善効果	
	善の程度の把握が難しい。	も専門的で一般にわかりにくい場合が多いことから、評価書	
	・他府省が実施する環境施策	の作成にあたっては把握された効果がわかりやすいものとな	
	・地方自治体が実施する環境施策	るよう配慮する。	
	・事業者・国民による環境保全の取組		
	・社会経済的要因、自然要因		
3	環境行政は、規制、補助金、経済的手法等様々な施策を組み合わせて行	評価においては評価方式、制度の細部に拘泥し、形式的に	
	われており、それぞれの評価手法は業務や施策等の特性によって自ずから	統一された均一的で整合性のとれた 評価を目指すことより	
	異なってくる。補助金や公共事業と異なり、規制や他主体への働きかけの	も、評価の目的に合致した運用を行うことを重視することと	
	ようなタイプが多い環境省の施策・事業は、その影響(効果)の把握・分	する。	
	析が難しい場合が多い。		
4	環境省は、環境施策の調整権限を有している立場から、他府省と横断的	環境省による施策と目指すべき環境の状態(アウトカム)	
	に施策を実施しており、省としての寄与分(アウトプット)を考慮した評	の因果関係の立証が難しい施策については、施策の進捗状況	
	価が求められるが、この寄与分を把握することは技術的に困難が伴う。	を測定するようなアウトプット指標を設定し、評価を行う。	

### 3. 大気・水・土壌環境等の保全

#### 施策の方針: 3. 大気・水・土壌環境等の保全

大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。

#### 施策の最終成果

#### 目標3-3. 水環境の保全

水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。

#### 施策の中間成果

#### 中間成果①

水環境・土壌環境において、人の健康の保護、 生活環境の保全、さらには、水生生物等の保 全の上で望ましい質が 維持されている

#### 中間成果②

平常時において、水質、 水生生物等、水辺地の 保全等を勘案した適切 なよ量が維持されてい

#### 中間成果(3)

人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されている

#### 中間成果④

土壌の保水・浸透機 能が保たれ、適切な 地下水位、豊かな湧 水が維持されている

#### 中間成果⑤

良好な景観、多様な 生態系、生活衛生の 向上といった総合的な 海岸の環境が保全さ れている

#### 実施事業群の成果

新たな科学的知見に基 づいて環境基準項目の 追加、排水基準の見直し 等が行われる 非点源や面源 負荷等への対 応による、水質 が改善される 汚濁メカニズムの 徹底的解明、面源 負荷対策の強化 等による湖沼の水 質が改善される 各種汚濁負荷削減 対策、干潟・藻場の 保全・再生による閉 鎖性海域の水質が 改善される 地盤沈下等の防止、 地域の特性を踏ま えた適切な地下水 管理が進む 海岸漂着物等 の円滑な処理 と発生抑制が 進む 日本周辺の海域における汚染状況の変化を継続的に観測する

海洋環

境モニタ

リング推

進費

### 実施事業群

·水質環境 基準策定等 検討経費 ・新たな排 水管理手 法の検討  $\setminus$ 

·水質改善事業 推進費 / •湖沼水 質保全対 策等調査

・閉鎖性 海域環境 保全推進 等調査費 ・総量削減 及び瀬戸内 海環境保全 等執行業務

・地下水 総合保全 事業推進 費 ・漂流 漂着ゴ ミ対策

#### 施策を構成する具体的手段

- ・科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定。
- ・工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準 値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。
- ・水質総量削減の実施及び閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標設定とその達成に向けた適切な施策の実施。
- ・工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。
- ・水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。
- ・ロンドン条約・1996年議定書等海洋環境保全に関する条約と海洋汚染防止法の着実な実施。
- ·「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの国際的取組の推進。

#### 8. 環境・経済・社会の統合的向上

### 施策の方針: 8. 環境・経済・社会の統合的向上 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくり の推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本 社会を生み出すことを目指す。 施策の最終成果 目標8-1. 経済のグリーン化の推進 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」 を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。 施策の中間成果 中間成果① 中間成果② 中間成果③ 中間成果④ 環境への負荷、改善効果が 環境が市場で高く評価され 製品や企業の環境面から見 環境への負荷の少ない技術、 市場に組み込まれた市場の る価値観が形作られ、各経 た情報が、分かりやすく提供 ビジネスモデルの革新が促 基本ルールが形成される 済主体の取組能力が向上 され、市場に参加する関係 進される環境が整備される する 者の間に普及する 実施事業群の成果 経済的手法の導入に 消費者への商品・サービ 企業等の取組能力の 企業の環境配慮の取組 環境の視点からの経済的 よる事業活動への環 スについての環境に関す 状況についての情報開示 向上 インセンティブの付与 境配慮の徹底 る情報の提供 実施事業群 ・環境税、その他 環境表示がかう 環境報告書がイ ・環境金融に関 エコアクション21 環境対策のため 心の普及促進 トライン、表彰制度 する調査/分析 -ISO14001 の税制上の措置

### 施策を構成する具体的手段

の検討・導入

・グリーン購入法

・可能な分野からの税制のグリーン化や税制上の優遇措置等の経済的措置の順次導入、及び地球温 暖化防止対策として二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税(温暖化対策税制)についての 検討、等経済的手法の活用。

•LCA手法の検

・環境会計がイドラ

・エコ・アクション・ホペイ

ントのモデル事業

- ・事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI(社会的責 任投資)等の金融のゲリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基 盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進。
- ・国及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や特定調達品目及び判断の基準の見直しの実施、 及びグリーン購入地域ネットワークの構築やLCA(ライフサイクルアセスメント)手法の検討・確立、等環境に配慮し た製品・サービスの普及促進。
- ・環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。

# 事例調査 概要

事例調査では、政策評価の対象となる「施策体系」及び「目標の達成度合いの判定方法・基準の設定」について、次の組織を対象に調査を行った。

● 施策体系(4組織)

総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

● 目標の達成度合いの判定方法・基準の設定(6組織)農林水産省、国土交通省、文部科学省、滋賀県、岩手県、静岡県

### 1. 事例調査結果

### (1) 施策体系

調査対象のうち、中央省庁における施策体系は、予算・決算書を基準に見ると、その階層構造 が調査対象組織によって異なることがわかる。特に文部科学省では、最上位の政策目標レベルも 実績評価の対象とし、下位の施策目標等の評価結果を踏まえ、政策目標単位での評価が実施さ れている。

また、指標の設定は、各省ともに、原則最下層に位置づけられる「目標」単位に設定されていることがわかる。

	上位	予算・決算書単位	下位①	下位②
環境省	_	施策	目標 指標	_
総務省	(行政分野)	主要な政策 ※20政策中8政策は総合評価の対象	下位レベル の施策	目標 指標
農林水産省	(中分類)	政策分野 ※21分野中5分野は総合評価の対象	施策	目標 指標
国土交通省	(政策目標)	施策目標	業績目標 指標	_
文部科学省	政策目標	施策目標	達成目標 指標	_

### (2) 目標の達成度合いの判定方法・基準の設定

調査対象組織の達成度合い判定への取り組みは、その「判定単位」と「基準」、判定結果の「見せ方」の3つの観点から次のように整理できる。

	判定単位	基準概要	見せ方
農林水産省	指標	当年度目標に対する達成率	3区分(A、B、C)
国土交通省	指標	最終年度目標に対する成果	9区分(A、B、Cと1、
		の有無及び今後の施策の	2、3の組み合わせ)
		方向性	
		※ただし、明確な客観的基	
		準ではない	
文部科学省	指標	指標別の判断基準	4区分(S、A、B、C)
	上位階層(達成目標、施	下位指標判定結果の平均	4区分(S、A、B、C)
	策目標、政策目標)	値	
滋賀県	指標(アウトプット)	当年度目標に対する達成率	2区分(A、B)
	指標(アウトカム)	最終年度目標に対する達成	4区分(★★★、★
		率	<b>★、★、</b> なし)
岩手県	指標	当年度目標に対する達成率	4区分(A、B、C、D)
	上位階層(政策項目、具	下位指標の判定結果及び	4区分(順調、概ね順
	体的な推進方策)	下位施策の取り組み状況	調、やや遅れ、遅れ)
静岡県	_	_	_

### ① 達成度合い判定の実施単位

達成度合いの判定を行っている調査対象組織では、指標単位での定量的な判定は全組織で 実施されており、一部組織では、指標単位での定量的な判定結果を踏まえて、上位の政策・施策 目標単位で達成度の判定を行っている事例も見られた。

- 指標単位でのみ達成度を判定・・・農林水産省、国土交通省、滋賀県
- 指標単位に加え、政策・施策目標単位で達成度を判定・・・文部科学省、岩手県
- 達成度の判定を実施していない・・・静岡県

指標以外の政策・施策等の判定にあたっては、文部科学省では、下位に位置する各指標単位の判定結果の平均値が利用され、岩手県では、下位に位置する各指標の判定結果を条件としつつ、さらに県の取り組み状況や外部要因を加味して総合的に評価方法がとられている。

#### ② 達成度合い判定の方法・基準

達成度合いの判定基準は、文部科学省における指標単位での判定のみ各指標の特性等に応じて個別に設定された「判断基準」を用いて判定が実施されているが、その他の調査対象組織では、組織内共通の判定基準(当年度目標に対する進捗、または最終年度目標に対する進捗)に基づいて判定が実施されている。

なお、国土交通省では、客観的な判定基準は存在せず、評価実施者が指標の進捗や施策の 取り組み状況等を加味して判断することとされている。

### ③ 見せ方

達成度合いの判定を実施している調査対象組織では、判定結果を2~4つに区分して結果を

#### 公表している。

ただし、客観的な判定基準を設定していない国土交通省では、判定結果はあくまでも施策の成果を議論する出発点であり、判定結果のみで、指標に関連する施策が成果をあげている等の判断はできないとしている。また、政策・施策単位での判定を実施している文部科学省では、これまで、政策・施策レベルでの判定結果を評価書に記載していたが、判定結果のみでは、十分に政策・施策の成果を説明できない等の理由により、平成21年度評価より、文章での表現に変更している。

### 2. 環境省政策評価制度における達成度合い判定の検討に向けて

### (1) 環境省政策評価制度の特徴

環境省政策評価制度における達成度合い判定を検討するにあたっては、環境省が所管する 施策内容の特徴を考慮することが必要である。環境省が所管する施策内容の特徴としては、これ までの議論により次の点が挙げられる。

● 調整機関としての役割を担っていること

環境省は、環境施策に関する行政機関の調整機関である立場から、他府省と横断的 に施策を実施しており、省としての寄与分(アウトプット)を考慮した評価が求められるが、 この寄与分を把握することは技術的に困難が伴う。

● 成果までの因果関係が複雑であること

環境省の実施施策は、その成果(アウトカム)である環境の状態に行き着くまでに、様々な外部要因が影響するため、施策の実施による環境の改善の程度の把握が困難である。

● アウトカム発現までに長期間を有すること

環境省の実施施策は、その成果(アウトカム)の発現にあたり、長期の期間を要するものが多い。

● 施策目的が多様であること

環境施策はその対象が幅広く、目的の性質が異なる(環境の状態、予防、事務の適正 化、周知等)政策が混在している。

### (2)環境省政策評価制度における達成度合い判定の留意点

### ① 達成度合い判定の実施単位

達成度合いの判定は、まず指標単位での実施が必要不可欠であり、その上で施策・目標単位で実施するか否かを検討することになる。そのため、環境省政策評価制度における達成度合い判定の実施にあたっては、まず指標単位での実施を検討することが必要である。

環境省政策評価制度では一部を除いて、定量的な指標及び目標年度における数値目標が設定されている。そのため目標年度を基準とした指標単位での達成度合い判定を実施することは可能であり、その度合いを明示することは内部の議論の契機、外部への説明にあたって有効である

と考えられる。

### ② 達成度合い判定の方法・基準

環境省の政策評価では9施策・40目標を対象として実施されているが、各施策・目標によって、 その性質が大きく異なる。そのため、評価においては評価方式、制度の細部に拘泥し、形式的に 統一された均一的で整合性のとれた評価を目指すことよりも、評価の目的に合致した運用を行う ことが必要である。

指標単位の達成度合いの判定方法・基準を設定するにあたっては、<u>指標共通の判定基準とするか、指標に応じた判定基準とするかを検討</u>することが必要となる。そのためには、現在検討を進めている40目標単位のロジックモデル化作業の結果を踏まえ、その指標の位置づけや特徴を明確化し、共通基準の検討、共通基準における問題点の抽出、個別基準の検討の順に進めていくことが有効であると考える。その際には、必要に応じて指標や数値目標の再検討も必要となる場合もあり得る。

また、今回の調査対象組織でも、指標単位の達成度合いの判定は、あくまでも設定した目標への進捗を判定するものであり、外部要因や施策効果発現までのタイムラグの存在等は考慮されていない。前述の環境省の所管施策内容の特徴については、指標の上位に位置する施策や目標単位で達成度を判定する際に考慮することが求められるものであると考える。